年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1.	今回	0	あっ	っせん	۷,	等	ഗ	概	要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和48年4月から50年3月まで

夫婦同時に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付も一緒にしてきたはずなのに、昭和48年4月から50年3月までの2年間、私の保険料だけが未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、申立人の妻も国民年金加入期間については、被保険者資格を再取得した月を除き保険料を完納していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者資格取得日(任意加入者)から昭和50年12月ころに払い出されているものと推認でき、払出時点で、45年11月5日にさかのぼって被保険者資格を取得したものとみられ、特殊台帳によると、申立人の妻も、同日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、夫婦で一緒に保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和 45 年 11 月から 48 年 3月までの期間については、保険料は納付済みとなっていることが確認でき、手帳記号番号の払出時期が第 2 回目の特例納付実施期間であるとともに、申立人は 45 年 11 月 5 日にさかのぼって被保険者資格を取得していることを踏まえると、当該期間の保険料を特例納付したとみるのが相当であるが、本来、特例納付した場合に保存すべき特殊台帳の存在が認められない。

加えて、申立人の妻は、特殊台帳によると、昭和 45 年 11 月 5 日に被保険者 資格を再取得し、同年 12 月から 48 年 3 月までの保険料を特例納付、申立期間 の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人も 45 年 11 月から 48 年 3 月までの保険料を特例納付したとみられることを踏まえると、申立期間の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和49年2月及び同年3月

私は、昭和49年2月ごろ、母親の国民年金保険料を集金に来ていた集金 人に自分の国民年金加入手続を頼み、その時に最初の保険料も一緒に渡した と思う。集金人は、店舗兼自宅に3か月ごとに保険料の集金に来ており、そ の時に店番をしていた私か母が二人分の保険料を一緒に支払っていた。

しかし、申立期間の保険料が、母は納付済みになっているのに、私の分は 未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月ごろに、母親の国民年金保険料を集金に来ていた 集金人に国民年金の加入手続を依頼したと申し立てているところ、申立人の国 民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人が国 民年金加入手続を行った時期は同年1月から同年3月ごろと推認できる。

また、申立人の母親の国民年金手帳を見ると、昭和48年度及び49年度の国民年金保険料は3か月ごとに納付されており、昭和49年1月から同年3月までの保険料については同年2月14日に検認印が押されていることが確認でき、申立人は同年2月1日に国民年金被保険者資格を取得していることから、申立人は同年2月14日ごろに集金人に国民年金加入手続を依頼したと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその母親に係る国民年金手帳及び国民年金保険料領収証書により、昭和49年度の両人の保険料は3か月ごとに納付され、納付日も一致していることが確認でき、集金人に二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立内容と符合する。

加えて、申立人は、昭和49年度から現在までの国民年金保険料をすべて納

付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年5月1日に、資格喪失日に係る記録を41年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和40年5月1日から41年1月21日まで 私は、昭和40年5月1日から41年1月21日までの間、B社(現在は、 C社)の下請であったA社のD工場に勤務し、E職の仕事をしていた。申立 期間直前まで国民年金に加入し、40年5月1日に国民年金の被保険者資格 を喪失しており、その理由は、同日から厚生年金保険に加入したからだと記 憶しているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る労働者名簿、同僚の供述及び申立期間当時の業務内容に関する申立内容から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の役員は、申立期間当時、申立事業所では社会保険の加入手続についてかなり厳しく行っており、加入を希望しない者は雇用しなかったはずであるため、申立人についても、おそらく加入手続は行われていたと思う旨供述している上、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、1か月未満等の短期間であっても厚生年金保険に加入している者が複数人確認できることから、申立期間当時、申立事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 40 年 5 月 1 日から申立事業所に勤務したとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、同日に国民年金の被保険者資格を喪失した記載がある上、F町(現在は、G市)の保管する国民年金被保険者名簿では、同年 4 月 から同年 6 月までの国民年金保険料を同年 4 月 30 日に

いったん納付し、そのうち同年5月及び同年6月の保険料については、同年10月23日に還付処理が行われたことが確認できることから、申立事業所に就職し、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを理由に資格喪失手続を行ったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代で申立期間当時に採用された同僚及び申立人と業務内容が同様である同僚のA社おける昭和40年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、申立期間当時の役員は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年5月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和44年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和44年12月1日から同年12月16日まで 申立期間は厚生年金保険の被保険者期間とされていないが、添付した辞令 のとおり、私は、昭和44年12月1日付けで、A社D支店から同社C支店へ 転勤となり、引き続きC支店で勤務したので、誤った記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立事業所(A社C支店)において、 厚生年金保険の被保険者資格を昭和44年12月16日に取得したこととされている。

しかしながら、申立期間については、申立人が所持している申立事業所における転勤(A社D支店から同社C支店へ異動)の際の辞令及びA社の社員に係る個人台帳の職歴欄に、申立人が同社C支店へ配属された発令日が昭和44年12月1日と記載されているほか、同社D支店の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書には、同社D支店の資格喪失年月日が「昭和44年12月1日」と記載されていることから、申立人が、同年12月1日に同社D支店から同社C支店へ異動したことが確認できる。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が昭和38年3月16日から平成11年3月25日まで途切れることなくA社に在籍していたことが認められる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和 44 年 12月1日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年1月31日から同年2月1日まで ねんきん特別便では、A社B支店に継続して勤めていたにもかかわらず、 平成4年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年2月1日 に資格を再取得(A社)したことになっており、被保険者期間に1か月の空 白が生じているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和62年6月1日、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人が所持する給与支給明細票、A社が提出した人事記録及び雇用保険の加入記録などから、申立人は、申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年12月25日にC社会保険事務所(当時)が受け付けている厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(資格喪失年月日を平成4年1月31日から同年2月1日に訂正)の資格喪失

時の標準報酬月額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、申立期間に係る保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成2年5月7日から3年9月17日まで 私は、A社に、平成2年5月の連休明けから正社員として入社し、11年 9月まで勤務したが、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は3年 9月17日となっており、申立期間が未加入期間となっている。給与明細書 により、申立期間の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるの で、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立 事業所は既に廃業しており、関係資料が残っていない上、当時の代表者も既に 死亡しているため確認することができないが、申立人の申立事業所での厚生年 金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の加入記録における資格取得日と同 日となっており、社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所の双方が誤って 同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、申立事業所は申立てどおり の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成2年5 月から3年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申 立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和50年6月1日)及び資格取得日(昭和50年8月11日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月1日から同年8月11日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に正社員として入社し、50年9月1日に同一企業グループ会社であるB社に転社するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間においても、それまでと同じ業務を担当しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間のみ厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社(現在は、C社)に在籍していたことが確認できる。

また、C社は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無については、当時の関連資料が保存されていないため不明であるが、前後の期間において厚生年金保険に加入し、保険料を控除しながら、申立期間の保険料のみ控除しなかったことは考え難いとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、 事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年5月の社会保険事務所(当時)の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は当時の資料が無いため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険 者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所 がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録ど おりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、 申立人に係る昭和50年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っ ておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申 立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立 期間: 昭和44年10月1日から45年8月1日まで 私は、昭和39年4月にA社に入社した後、各支店、出張所等で転勤を繰り返し、48年12月19日付けで退職するまで、正社員として継続して勤務した。この間、継続して厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る職員カードにより、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務(同社C支店D出張所から同社B支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、職員カードにより、申立人の同社C支店D出張所から同社B支店への 異動日は昭和44年10月14日と確認できることから、申立人の同社B支店に おける資格取得日を同社C支店D出張所における資格喪失日と同日の同年10 月1日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社B支店における昭和 45 年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び 周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を昭和60年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月31日から同年6月1日まで 私は、昭和54年6月21日にA社に入社し、平成12年5月15日まで同社 及びその子会社に継続して勤務した。

しかし、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、申立事業所が発行した在職証明書及び申立人が所持する給与明細書により、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する申立事業所に係る昭和60年6月の給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年1月1日から同年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和35年4月1日から36年3月1日まで

私は、昭和 35 年4月1日にA社(現在は、B社)に入社し、42 年3月 25 日まで勤務した。最初は現場雇員として採用され、その後、技術社員となったが、現場雇員であったときも技術社員となってからも有資格者に伴なう仕事をしており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。

しかし、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 36 年 3 月 1 日とされ、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は昭和35年5月1日から42年3月25日まで、申立事業所に継続して勤務していることが確認できる。また、申立事業所が保管する申立人に係る人事記録により、申立人は35年4月9日に現場雇員として採用され、36年1月1日から技術社員となっていることが確認できる。

さらに、申立事業所では、現場雇員は期間を定めて雇用する現地採用の者であり、厚生年金保険には加入させない取扱いであるが、技術社員は正社員であり、厚生年金保険に加入させる取扱いであることから、申立人についても、技術社員となった昭和36年1月以降、給与から厚生年金保険料を控除していたものと思われるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年1月1日から同年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年3月の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和60年1月から63年3月まで

私は、A市B区にある実家で両親と同居し、同区内にある美容室に昭和59年から勤務していたが、ある日、役所の人が自宅に来て「国民年金保険料が未納なので掛けてください。」と言われた。

母親が、「もう国民年金を掛ける年齢なのか。」と役所の職員に尋ねたところ、「大学生でも掛けられます。さかのぼって納付できます。」と答えたことを母親が覚えている。

昭和63年に年金手帳を受け取るまでは、縦10センチメートル、横20センチメートルぐらいの何枚かのつづりの冊子のような物を所持しており、保険料を納付するとその冊子に印紙のようなシールを貼っていたことを母親が覚えているし、私もさかのぼって納付した記憶があるので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和 61 年分、62 年分及び 63 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、61 年分が 31,200 円、62 年分が 43,040 円、63 年分が 115,780 円と記載されており、63 年分の社会保険料等の金額が大幅に増えている上、申立人の母親のメモ書きの「国民年金(1か月分)7,700×9 69,300、国民保険 6,640×7 46,480」の合計額 115,780 円は、申立期間直後の 63 年4月から同年12月までの国民年金保険料 9か月分を含めた63年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額と一致する。このことから、申立人は、申立期間直後の 63 年4月から国民年金保険料を納付し、63 年分の源泉徴収票から国民年金保険料を計上したものと考えるのが自然である。

なお、前述のメモ書きの国民年金保険料1か月分7,700円は、昭和63年度 の保険料額と一致する。

また、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、昭和 63 年に年金

手帳を受け取るまでは縦10センチメートル、横20センチメートルぐらいの何枚かつづりの冊子のような物を所持しており、保険料を納付すると、その冊子に印紙のようなシールを貼っていたとしているが、申立期間当時の申立人の住所地では、50年4月から納付書による納付となっており、納付方法が当時の状況と相違する。

さらに、申立人の所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」には「昭和63年4月1日」と記載されている。

加えて、申立人の母親は、B区の自宅に役所の男性職員が集金に来ていたとしているが、申立期間のうち、同区に居住していたとする昭和 60 年 1 月から 61 年 7 月までの間については、同区には男性の嘱託員の存在は確認できない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和40年10月から48年3月まで

私は、昭和40年10月ごろ、クリーニング店を開店するため、A町(現在は、B市)に転居し、妻が当時のA町役場に国民健康保険料を支払いに行った時に、役場の職員から、自営業者は国民年金への加入が義務付けられていると聞いた。

後日送付された納付書により、役場で夫婦二人分の国民年金保険料を欠か さずに納付し、領収のスタンプを押してもらっていたにもかかわらず、申立 期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月ごろに払い出されたと推定され、その時点で申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、保険料を納付できない期間であるほか、申立期間に係る別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が唯一所持する国民年金手帳は、その色(草色)から判断して 昭和46年から49年ごろに発行されたものである上、その手帳には、初めて被 保険者となった日が「昭和48年4月1日」と記載されている。

さらに、申立人は、昭和48年4月の時点で60歳到達月の前月(平成10年*月)までの月数は300か月であり(保険料の納付義務は60歳到達月の前月まで)、年金受給権を得るために必要最低限の月数であることから、49年2月ごろ、役場の担当者が申立人について、48年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得させたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらず、申立期間は90か月と長期間に及んでいる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和40年10月から49年1月まで

私は、昭和40年10月ごろ、夫とクリーニング店を開店するため、A町(現在は、B市)に転居し、当時のA町役場に国民健康保険料を支払いに行った時に、役場の職員から、自営業者は国民年金への加入が義務付けられていると聞いた。

後日送付された納付書により、役場で夫婦二人分の国民年金保険料を欠か さずに納付し、領収のスタンプを押してもらっていたにもかかわらず、申立 期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月ごろに払い出されたと推定され、その時点で申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、保険料を納付できない期間であるほか、申立期間に係る別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は年金手帳を所持していないが、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されているその夫が唯一所持する国民年金手帳は、その色(草色)から判断して昭和46年から49年ごろに発行されたものであり、その手帳には、初めて被保険者となった日が「昭和48年4月1日」と記載されている。このことから、申立人は、その夫と被保険者資格取得日が同日であるはずと主張しているが、その夫は、昭和48年4月の時点で60歳到達月の前月(平成10年*月)までの月数は300か月であり(保険料の納付義務は60歳到達月の前月まで)、年金受給権を得るために必要最低限の月数であることから、役場の担当者がその夫についてのみ48年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得させ、申立人については、手帳記号番号の払出しの時点と推定される49年2

月ごろに被保険者資格を取得させたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらず、申立期間は100か月と長期間に及んでい る。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和46年8月から48年11月まで

平成20年3月6日作成の「ねんきん特別便年金記録のお知らせ」によると、申立期間の国民年金の記録が脱落している。

昭和46年8月ごろに会社を退職後、A市役所の国民健康保険の受付窓口で国民年金の加入手続をしたことを覚えているので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職して、国民健康保険に加入すれば、自動的に国民年金にも加入することになると思っていたので、市役所の国民健康保険担当窓口に行って国民健康保険の加入手続を行ったとしているところ、国民健康保険と国民年金は各々加入手続を行う必要があるが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無く、国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いとしている。

また、申立人は、国民年金保険料の納付については、第一期及び第二期の納付書が送付されてきたので一括して納付したことは覚えているが、納付方法、納付金額等の記憶はあいまいであり、国民健康保険料の納付と混同している可能性が高いものと考えられる上、その後の国民年金保険料の納付に係る記憶も無い。

さらに、A市では、保存している磁気媒体(国民年金の加入記録等)の中には申立人に係る記録は無いとしているとともに、申立期間当時の住所地を管轄するB社会保険事務所(当時)においても、国民年金手帳記号番号払出管理簿を確認したが、申立期間当時、申立人の名前は無く、手帳記号番号が払い出された形跡は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和36年4月から38年1月まで

私は、昭和36年4月から誰でも国民年金に加入できると、役場に勤めている人から加入を勧められた。そのころは、自分では国民年金保険料を納付する余裕がなかったので、両親がA町(現在は、B市)で私の国民年金加入手続をし、38年2月に就職するまで保険料を納付してくれていた。

しかし、申立期間が未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の被保険者資格(任意)取得日は、昭和43年1月31日であり、その時にC市において国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間は未加入期間となり、この手帳記号番号によっては、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付は、両親が行ってくれたと申し立てており、申立人自身は直接関与していない上、申立人の両親は既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付を巡る状況を確認することはできず、不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成4年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和62年7月から平成4年3月まで

私は18歳から24歳までA都道府県の大学及び大学院に通学していたが、 住民票は実家があるB市に置いていた。私が20歳になった時に、国民年金 加入通知が実家に来た際、母から私が社会人になるまでは代わりに国民年金 保険料を納付しておくという話を聞いた。

しかし、私が20歳になった昭和62年*月から平成4年3月までは未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分が 20 歳になった時に母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てているが、申立人について国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は申立期間のうち、平成元年3月1日から4年3月31日までの間、C区に住民票を置いていたことが確認できることから、当該期間の保険料は、申立人の母親がB市において納付することはできない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料の納付を代わりに行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、加入手続及び保険料の納付状況等について確認することはできず、不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和29年10月1日から30年8月9日まで

② 昭和30年10月1日から31年6月4日まで

③ 昭和31年9月2日から37年4月11日まで

私は、昭和29年9月からA社B工場に女工として働き始め、37年4月に体調を崩し退職した。同年5月か6月ごろに退職金を総務課のCさんから受け取ったことを覚えている。社会保険事務所(当時)の記録では、脱退手当金を受給したことになっているが、一切受け取っていない。適正な手続が行われず、脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性退職者のうち、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和37年4月の前後2年以内の者で脱退手当金の受給要件を満たす者10人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む7人に支給記録が確認でき、このうち申立人を含む6人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年10月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほか に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和40年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和40年7月1日付けでA社からB社へ出向を命ぜられ同日赴任した。同年7月以降はB社から給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間当時、B社の開業準備のため、他の従業員より1か月早く当該事業所に入社し、厚生年金保険の適用を受けるため、私を含め4人が厚生年金保険任意適用同意書に押印した。当然、入社日の昭和40年7月1日から適用されるものと認識していたので、被保険者資格取得日が同年8月1日とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及びA社が交付した申立事業所への出向を命じる辞令から、 申立人が申立期間に申立事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所 となったのは昭和 40 年8月1日であり、申立期間当時、申立事業所は厚生年 金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所が、昭和 40 年 8 月 5 日付けで作成した「健康保険任意包括被保険者認可申請書・厚生年金保険任意適用申請書」の「被保険者となるべき者の数」欄には 4 人と記載されており、これを社会保険事務所(当時)に提出したと考えられることから、申立事業所は、開業当初であり、厚生年金保険の強制適用事業所の要件である常時 5 人以上の従業員を使用する事業所に該当しなかったため、申立人を含む 4 人の従業員を対象として、40 年 7 月の給与の支払実績等を踏まえて、同年 8 月 5 日付けで厚生年金保険の任意適用の申請を行い、同月から認められたと考えるのが自然であり、申立事業所は、申立期間当時、適用事業所としての要件を満たしていなかったものと認められる。

さらに、申立人に出向を命じたA社は、「当時の当社からの出向は完全な移籍であり、申立人についても昭和 40 年7月から当社に復籍するまでの期間の給与は当社からは支払っておらず、厚生年金保険料も控除していない。」としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和40年1月26日から41年1月25日まで

② 昭和41年1月25日から43年8月6日まで

③ 昭和43年10月10日から45年4月25日まで

④ 昭和45年3月10日から同年7月5日まで

A社B出張所に勤めていた4年9か月余りの期間の脱退手当金は受け取った覚えがあるが、それ以降のC社D店(申立期間①)からE社(申立期間④)までの申立期間については、脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の直前に勤務していたA社B出張所を退職後に脱退手当金を請求し、受給したと供述している。しかしながら、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後各1ページに記載されている女性について脱退手当金の支給状況を調査したところ、退職時に脱退手当金の支給要件を満たしている女性14人中、脱退手当金の支給記録がある7人のうち4人は退職後6か月以上経過して脱退手当金の支給決定がなされていることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い上、同社に係る被保険者名簿には支給記録がある7人全員に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があるが、申立人には無く、かつ、申立人は、同社で被保険者資格を喪失した日と同日にC社D店で資格取得していることを踏まえると、A社B出張所を退職後に同社のみの脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間④に勤務したE社の被保険者名簿には、「脱」表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険

者資格喪失日から約6か月後の昭和45年12月23日に支給決定されており、 支給月数も支給対象期間と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはう かがえない。

さらに、支給対象事業所の中にE社等とは管轄社会保険事務所(当時)及び被保険者記号番号が異なるF社が含まれており、当該事業所に係る情報は、申立人から申告されなければ脱退手当金の支給申請を受けた社会保険事務所では、把握することができないと考えられ、申立人しか知り得ないものであることを踏まえると、E社を退職後に脱退手当金の請求が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1057 (事案 733 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和25年3月3日から同年5月5日まで

私はA社に昭和25年3月3日から勤務し、失業保険を受給したので、厚生年金保険の加入期間も最低6か月はあったはずとの申立てが認められなかった。

当時のA社の給与事務担当者と管轄社会保険事務所(当時)に勤務していた同級生が当時の状況を知っていると思うので、話を聞いてほしい。

私のあずかり知らない場面で不利な条件が発生しており、自分の責任や意思でやったことであれば自分の責任として甘受しなければならないが、会社がどういう届出(現物)をしたのか示されず、私の人生のスタート時点に汚点を残すような判断は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶している上司等は既に死亡しているため供述を得ることができず、申立期間当時、申立事業所で厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員から、厚生年金保険の加入時期は入社と同時ではなかったとの回答があったことから、申立事業所では厚生年金保険の加入時期について従業員によって取扱いが異なっていたことがうかがわれるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人が名前を挙げた当時の給与事務担当者については、前回照会したものの、勤務実態等について具体的な供述は得られず、今回の申立てを受けて、再度、厚生年金保険被保険者資格の取得時期及び厚生年金保険料の控除等について照会したものの、回答は得られなかった。

さらに、当時、申立事業所を管轄する社会保険事務所に勤務していたとする

同級生は、申立人が申立事業所に勤務していたことを覚えていない上、社会保 険事務所の採用が申立期間の始期の1か月後である昭和25年4月6日であり、 当時は厚生年金保険の担当でもなかったとしている。

このほか、申立期間当時の事務取扱等に係る申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ①昭和51年4月20日から同年5月10日まで

②昭和52年3月7日から同年8月1日まで

③昭和52年8月14日から53年3月1日まで

私は、昭和51年4月1日から56年3月31日までA病院(現在は、B病院)で看護師として勤務していた。同病院に問い合わせたところ、申立期間については厚生年金保険に加入させていたと回答があったので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C大学(A病院の社会保険事務を所管)が保管する申立人に係る人事記録によると、申立人は昭和51年4月1日から56年3月31日までA病院に勤務していたことが確認できる。

しかし、人事記録によると、申立期間①、②及び③は、すべて臨時的に任用する期間となっており、同大学が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、「資格取得日・資格喪失日」はそれぞれ、「51年4月1日・同年4月20日」、「52年8月1日・同年8月14日」及び「53年3月1日・同年4月1日」となっており、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者記録と一致している。

また、申立期間当時、同病院に看護師として勤務し、申立人と同様に臨時的任用期間がある3人の厚生年金保険の加入状況を調査したところ、臨時的任用期間については厚生年金保険に未加入となっており、そのうちの1人は、「未加入期間は臨時的任用期間であり、多分、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人は、同病院から厚生年金保険に加入させていたと回答があったとしているが、このことについて、同大学では、「申立人からの問い合わせに回答したB病院の事務担当者が、平成16年前の直近の状況として、臨時的任用者は厚生年金保険に加入していたと認識していたため、申立期間当時も同じであったと推測し、申立期間について厚生年金保険に加入させていたと説明をしたものと思われる。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和35年から36年12月まで

私の夫は、昭和35年ごろから36年ごろにかけて、A町にあったB社で溶接の仕事をして、月3万3,000円の給料があった。その期間の厚生年金保険の加入記録が無いことについて調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が記憶している同僚(昭和35年10月から48年7月まで厚生年金保険の被保険者記録あり。)は既に死亡しており、当該同僚の妻も申立人が申立事業所で当該同僚より少し後から勤務していたことは記憶しているが、勤務実態や厚生年金保険料の控除等については不明としている。

また、照会に回答のあった元従業員9人は、申立人を記憶しておらず、その うちの1人は、「申立人が担当していた溶接作業は下請会社が何社かあり、下 請会社の所属であれば申立事業所で厚生年金保険には加入させていなかった かもしれない。」と供述している。

さらに、厚生年金保険の障害手当金の算定に当たっては、支給前の厚生年金保険のすべての被保険者期間が算定の基礎となるが、昭和49年12月12日に障害手当金の支給決定を受けている申立人の障害手当金の被保険者期間は、申立期間後の昭和36年12月1日から48年12月1日までとなっている。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について申立人の名前は無い上、類似の名称等の2事業所の被保険者名簿にも申立期間について申立人の名前は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 平成10年10月1日から13年5月22日まで 私は、A社に平成9年12月に入社し、13年5月21日に退社するまで、 毎月36万円ぐらいの給料をもらっており、勤務期間中、給料が減額された ことはない。

しかし、申立期間における標準報酬月額は30万円と記録されており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人の平成10年10月から11年9月までの標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初32万円と記録されていたところ、同年4月1日付けで10年10月1日にさかのぼって30万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人が所持する平成11年度町民税・県民税所得証明書の給与収入金額から、申立人の平成10年の給与月額は、30万円相当と考えても不自然ではない上、申立期間において申立事業所での厚生年金保険加入記録がある者の中には、標準報酬月額をさかのぼって訂正されている者は申立人のほかに見当たらないことから、当該減額訂正に係る届出は、申立事業所において事実に即してなされたものと推認できる。

また、申立期間のうち、平成11年及び12年については、申立人の給与支給額等を確認できる給与明細書等は無いが、13年については、申立人が所持する源泉徴収票に記載されている同年1月1日から同年5月21日までの給与支払金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う金額となっており、申立人が主張する標準報酬月額36万円とは大幅に相違している。

加えて、申立事業所は既に廃業しており、当時の代表者の連絡先も不明であることなどから、申立人の申立期間の給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料は得られず、そのほかに申立てが事実であることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和52年9月1日から53年1月31日まで 私は、A社B支店に昭和52年9月1日から53年1月30日まで勤務した。 しかし、この期間について、雇用保険の加入記録があるにもかかわらず、 厚生年金保険加入記録が全く無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 1 月 30 日まで、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所が加入していたC厚生年金基金では、申立事業所に係る加入員番号払出簿に申立人の記録は無いとしている。

また、申立人は、申立期間の前に厚生年金保険加入記録があり、申立事業所には中途採用で入社したとしているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和53年3月1日に被保険者資格を取得している者が13人おり(申立期間において資格を取得している者はいない。)、このうち8人は前歴に他事業所での厚生年金保険加入記録があることから、申立人と同じく中途採用であると思われるが、全員が前の事業所で資格を喪失してから数か月以上経過した後に、申立事業所で資格を取得している。さらに、このうち1人は、入社してから1年間くらいは厚生年金保険に加入していなかったと供述しており、他の1人についても、供述している入社日と資格取得日との間に5か月の開きがある。

以上のことから、申立事業所は申立期間当時、中途採用者については試用期間を設け、入社と同時には厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和40年1月ごろから45年ごろまで

私は、昭和40年に結婚することになり、同年1月から約5年間、A社に 正社員として勤務していた。職場で事故に遭ったときに労働者災害補償保険 による補償金を受けたこともあり、申立期間が未加入期間となっていること に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において申立事業所での厚生年金保険加入記録のある者に照会した結果、回答のあった5人全員が、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことを覚えているとしている。

また、申立人は、申立事業所に勤務していた期間中、労働者災害補償保険による補償金を受けたことがあるとしているところ、B労働局が保管する申立人に係る補償給付記録票を見ると、雇入日は昭和40年1月28日であり、41年6月11日に負傷し、同年7月14日に休業補償給付の支給決定がなされたことが確認できる。当該補償給付に係る事業所名は不明であるが、負傷した日及び支給決定日が申立期間内であり、雇入日も申立内容と符合することから、当該事業所は申立事業所であることが推認でき、申立人は、退職時期は不明であるものの、40年1月ごろから申立事業所に勤務していたものと考えられる。

しかしながら、申立人の同僚5人のうち2人は、申立事業所に勤務していた期間中、厚生年金保険に加入していない期間があったとしている。また、申立事業所で社会保険の事務を担当していたとする同僚2人は、申立事業所の従業員の中には厚生年金保険に加入していない人もいたと供述していることから、申立事業所は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の被保険者番号(整理番号)に欠番は無く、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録も無い。 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。